

通達甲（防. 防. 防1）第2号

昭和46年4月21日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

防 犯 部 長

防犯腕章着装要領について

〔沿革〕平成 5年 3月 通達甲（副監. 総. 企. 組）第8号

13年 12月 同（副監. 地. 総. 活）第31号

18年 2月 同（生. 総. 対1）第2号 改正

このたび、次のとおり防犯腕章着装要領を定め、昭和46年5月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

防犯腕章着装要領

1 着装の目的

防犯腕章は、効果的な地域安全活動を推進するために着装させるものとする。

2 防犯腕章の規格

防犯腕章の規格は、次のとおりとする。

色 緑色系

地質 人造繊維又は合成樹脂とする。

制式 腕章部は、緑系の地に黒色で「防犯」と表記する。

3 着装の基準

防犯腕章は、地域安全活動を行う際に必要に応じ、警察職員に着装させるものとする。

4 着装の位置

防犯腕章は、左腕上部に不体裁にわたらないように着装させるものとする。

5 着装の調整

防犯腕章と交通腕章等他の腕章を同時に着装することとなる場合は、所属長が指示してそのいずれかを着装させるものとする。